

第2回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成16年7月15日(木) 午後1時30分から午後4時まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

浅野義正, 伊東浩子, 白石利市, 中村尚達, 野崎彌純, 本田貞勝, 山口康子, 若杉實
(五十音順, 敬称略)

(庶務)

山内信男総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 協議

ア 家庭裁判所の広報活動の在り方について

庶務から, 別添の「長崎家裁の主な広報活動(平成15年1月~)(添付省略)」のとおり, 長崎家庭裁判所における広報活動の現状について説明した後, 意見交換が行われた。

(出された意見の要旨 以下, 発言者は, ◎:委員長, ○:委員, ◇:庶務等で略記する。)

○ 今回, 家庭裁判所の広報活動の在り方を協議テーマとして提案したのは, 長崎家庭裁判所が, 普段どのような広報活動を行っているのかを知りたかったのが一つと, 長崎家庭裁判所が配布している広報用リーフレット等の数量について, 各地方公共団体に配布されているとしても, どのような所に何部配布されているのかを知りたいと思ったからである。

○ 裁判所ホームページのことは知っていたが, 新聞折り込みチラシの配布や, 公民館講座の開講等の話を聞いて, 思っていた以上に広報活動をやっていると感じた。私が日常の仕事を通じて, 特に無料法律相談で郡部に行った時に感じるのは, 最近の若い世代は, インターネットの利用によってある程度の法律知識を持っているが, 高齢者は家庭裁判所がどのようなことをやっているのかという知識に乏しい人が多いということである。家庭裁判所で離婚や相続の問題が扱われていることは知っていても, 夫婦関係の円満調整や扶養の問題まで扱われているということについてはほとんど知られていない。したがって, 家庭裁判所には, 離婚や相続の問題を解決するだけでなく, 円満調整などそれ以上の機能があるということの周知にも力を入れて広報活動を行ってほしい。

また, 法の日週間等に行っている法律相談について, どのような方法で市民に知らせているのか教えてほしい。

◇ 法律相談については, 市町村役場, 学校, 教育委員会等に対して案内文書を送付したり,

新聞社に対して記事の掲載を依頼しているほか、市内の掲示板に広報用ポスターを掲示している。また、職員がテレビの情報番組に出演して紹介することもある。

- ◎ 広報用リーフレット等の配布先及び部数については、後ほど調査してお知らせする（7月21日、調査結果の書面（添付省略）を委員全員に郵送した。）。

イ 家庭裁判所利用者に対するアンケート調査について

（出された意見の要旨）

- 家庭裁判所を実際に利用した人は、家庭裁判所に対してどういうことを望んでいるのか、どういうことに不満を持っているのか、また、そのような利用者の声をどうやって拾うか、利用者の声に基づいて家庭裁判所の在り方を考える必要があるのではないかということからアンケート調査を考え、そのたたき台を作成した（この時、別添の「利用者の声（案）」（添付省略）が委員全員に配布された。）。このアンケートは、家庭裁判所や法律事務所に来た人に配布することを想定して作成したが、内容的には記述式を減らすなど簡略化して、1枚ものにした方がよいと思っている。
- ◎ 仮にアンケートを実施するとしても、対象者をだれにするのか、何を質問するのか、実施方法をどのようにするのかといった点についてあらかじめ考えておかないと、実際に実施するのは難しいのではないか。また、回収のことを考えると、何かの機会に家庭裁判所に来た人に、その場で書いてもらって回収する方法が一番よいと思う。後で郵送してもらう方法は、回収するのが難しいのではないか。
- 私は、アンケートの実施方法として、家庭裁判所に調停や相談で来た人に直接手渡してその場で書いてもらう方法と、法律事務所にアンケート用紙を備え置いておき、法律事務所を利用した人がアンケートを家庭裁判所に郵送する2つの方法を考えていた。また、このアンケートは2箇月か3箇月の期間に絞って実施し、この委員会の何人かの委員でチームを作り、その内容について検討し、次回家庭裁判所委員会までに何か提言できないかと考えている。
- ◎ 家庭裁判所においてアンケートを実施する場合、相談に来た人に書いてもらうものと、調停が終わった後に書いてもらうものと、審判に来た人に書いてもらうものでは、アンケートの質問事項が違うのではないかという気がする。
- アンケートを実施する場合、家庭裁判所の職員の事務負担はどの程度増えるのか。ただアンケートを箱に入れてもらうだけで簡単に実施することができるものか。
- ◇ アンケートを実施する際にその趣旨説明が必要だとすれば、その分だけ事務負担が増えることになると思われる。また、だれがその説明をするのかという問題もある。
- 調停を申し立てようとする人は、申し立ての前に相談に来るのではないかと思うが、長崎家庭裁判所では、1日の相談者の数は何人くらいか。
- ◇ 日によって異なるが、昨日は20人近くの相談者があった。また、相談時間も1人当たり20分程度でお願いしているが、実際はそれ以上かかることが多い。
- アンケートを実施する場合、アンケートによって何を知らうとしているのか、何を目的にしているのかということによって聞き方も配布方法も違うのではないか。アンケートの目的

は何であったか、認識を共通しておく意味で再度確認しておきたい。

- 前回は何か意見がまとまったというのではなく、私がアンケートについて提案をしたという程度で終わったのではないかと思う。私としては、利用者の側から家庭裁判所の在り方を考えるのであれば、家庭裁判所の利用者が、家庭裁判所に対してどのような印象を持ち、あるいはどのような不満を持ち、どのような点を改善すべきであるという意見を持っているのか、アンケート等を実施して利用者の意見を聞き、その中から改善点を拾い上げてみたらどうかという程度の趣旨で意見を述べたにすぎず、それ以上に深い考えを持って発言したわけではない。
- 私なりに理解していたところでは、実際に家庭裁判所を利用した人にとって、家庭裁判所は利用しやすかったのか、利用しにくかったのかというのが最低限知りたい事項であるということ、家庭裁判所を利用する側から見て、利用される側、つまり、家庭裁判所が気付かない点や見落としている点はないか、分かればよいということではなかったか。
- 私としては、アンケートを実施することには賛成だが、アンケートをどの段階で実施するのか、相談に来た時なのか、帰る時なのか、どの時期に焦点を合わせて実施するかによってアンケートの内容も違ってくるのではないかと考える。
- 私がアンケートの最後に、投函箱を用意しているということ、郵送でも構わないというように2つの方法を記載したのは、例えば、相談に来た人は、自分が抱えている問題で頭が一杯でアンケートに答えるだけの精神的な余裕はないであろうし、相談後にわざわざ1階のロビーあたりに下りてきてアンケートを投函して帰るのか疑問があったからである。調停で来た人についても、同様の疑問がある。
- 例えば、デパートでは、苦情コーナーを設けてアンケートを実施しているところもあるが、アンケートを実施しても、アンケートの提出を強制することはできないのであるし、職員の負担のことも考えると、効果は薄いかもしれないが、何かあったら書いてもらうというデパートのような方法を使った方がよいのではないか。アンケートの提出は、その場で書き入れるか郵送にするかは別にして、アンケートコーナーを設けていることを周知さえすればそれで足りるのではないか。
- 世論調査とは異なるので、調査のための調査というのは意味がない。家庭裁判所をより改善するためのアンケート調査であるから、家庭裁判所を利用している人だけを対象として、しかも利用した結果どうだったかというように利用が終わった段階で質問する内容のアンケートにするのがよい。また、アンケートの協力を得やすくするためには、1枚程度のアンケートにし、記述式の質問は最後に1つ設ければよい。アンケートを見ただけで目的が分かるようなものにして、職員の口頭による説明は一切しない方がよい。その方が、統計も取りやすいし、分析もやりやすい。
- 各委員のいろいろな御意見を聞き、裁判所側の事務負担の問題、アンケートの配布方法、アンケートの内容を調停で来た人に対するものと相談に来た人に対するものとで区別すべきかなど、実施するとなればいろいろと考えなければならないことがあるということが分かつ

た。もしよければ、次回期日までに、私の方でアンケートの内容及び対象者、配布時期、集約方法等について、もう一度全面的に考え直したい。そして、私がまとめたものを事前に各委員に配布して、次回期日に大筋のところをまとめたい。

- 仮にアンケートを実施することができるのであれば、事務局としても、どのような方法であればスムーズにいくのか素案のようなものを持っておく必要がある。そうしないと、再び論議に時間をかけてしまうのではないか。
- アンケートを実施する場合に心配なのは、アンケートが個人攻撃に利用されることがあるということである。アンケート用紙を自由に取れるようにしておくと、同じ人が何枚もアンケートを提出して、悪意を持って意図的に結果の操作をする場合があるし、悪意ある場合ではなくても、アンケートの内容によって人が傷付けられることもある。このようなことをあまり心配しすぎると、アンケートの実施はできなくなるが、アンケートの項目を作成する際には、そのようなことに注意しておくことも大切である。
- ◎ 確かに、アンケートの内容に個人的な要素が出てきた場合に、それをどのように処理するかというのは難しい問題であるが、直ちにそれを当該個人に伝えるということがあっては絶対いけないという気がする。その点は、家庭裁判所委員会でも考えなければならない問題である。
- アンケートに、男女の別は記載してほしい。また、年齢は具体的に記載するのではなくて、20代、30代程度の記載にするのがよい。無記名にするのはもちろんのこと、個人を特定するような記載は避けるべきである。
- ◎ それでは、アンケートのたたき台を作成された委員の方で、もう一度内容を検討し直していただき、次回期日に引き続き議論することにしたい。

ウ 裁判員制度についての説明

長崎地方裁判所刑事部の林部総括判事が、裁判員制度について説明した。

(4) 次回のテーマ

- ◎ 次回は、アンケートについて協議することにして、その他の議題については、次回期日前にこちらから照会するので、その際に連絡していただきたい。

(5) 次回の予定

ア 日程

平成17年1月27日（木）午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成16年7月15日現在

長崎地方検察庁検事正	浅野義正
長崎家庭裁判所裁判官	伊東浩子
長崎市市民生活部次長	白石利市
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会理事長	田川安浩
長崎県弁護士会所属弁護士	中村尚達
長崎家庭裁判所長	野崎彌純
長崎県商工労働部職業能力開発課長	藤野美保
長崎新聞社取締役論説委員長	本田貞勝
長崎純心大学人文学部教授・学生部長	山口康子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会副会長	若杉 實